

横須賀市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画を含む）について

1 計画の内容

（1）概要

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、高齢者保健福祉施策の全般にわたる総合的な計画である、横須賀市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画を含む）策定しました。

包含される「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」はそれぞれ老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定しています。

（2）根拠法令

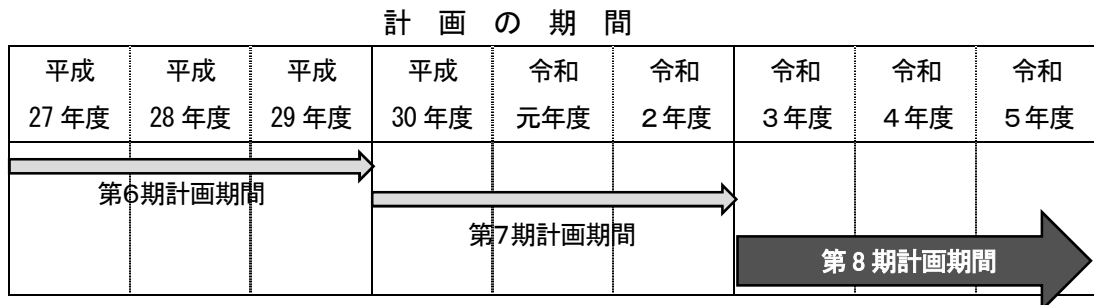
老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項

（3）名称

横須賀市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画を含む）

（4）計画期間

令和3年度から令和5年度（3カ年）



（5）目次

I 総論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 高齢者を取り巻く状況

第3章 計画の基本目標

II 各論

第4章 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせるために

第5章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために

第6章 自分に合った環境で安心して暮らせるために

第7章 介護保険制度の安定的な運営

III 資料編

2 計画の策定体制・経過

- (1) 令和2年2月13日 横須賀市社会福祉審議会に諮問
- (2) 令和2年7月16日～令和3年2月5日
同審議会の高齢福祉専門分科会において検討・策定
(市民公募委員2名を含む10名で全8回開催)
- (3) 令和3年2月18日 同審議会から市長へ答申

3 市民ニーズの把握

- (1) アンケート調査：令和元年11月18日～12月16日

対象者	対象者数	回答数	回答率
①要介護認定を受けていない高齢者	2,400人	1,609人	67.0%
②要介護・要支援認定を受けている高齢者	3,000人	1,718人	57.3%
③介護保険サービスを実施する市内事業所 (一部を除く)	548事業所	396事業所	72.3%

- (2) パブリック・コメント手続：令和2年11月12日～12月9日
意見の提出者数と意見数：11人、71件

4 今後の実施・進行管理体制など

- (1) 実施体制
福祉部が中心となり、関係部局、関係機関などと連携をとりながら、総合的かつ効果的な実施を図ります。
- (2) 進行管理体制・評価方法
横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会において、着実な進行管理・評価を行います。
- (3) 今後の予定
例年、総合福祉会館において市民向け説明会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため今回は中止とします。
その代わりとして、市民向けの計画説明動画を市ホームページに掲載し、併せて広報よこすか4月号で周知を行います。